

令和元年度

横浜市立荏田南小学校
スクールゾーン・防犯対策協議会

開催日時：令和元年7月1日（月）午前10時～
場 所：荏田南小学校 体育館
横浜市立荏田南小学校 PTA校外委員会

令和元年度
横浜市立荏田南小学校 スクールゾーン・防犯対策協議会

次第

- 1 開会の言葉
- 2 会長あいさつ
- 3 学校長あいさつ
- 4 出席者の紹介
- 5 議事
 - 1) 学校・地域・保護者の取り組みについて
 - ・学区の説明及び全員パトロールについて
 - ・荏田南連合自治会の取り組みについて
- 6 協議事項
 - 1) 大丸
見花山交差点付近の道路について
 - 2) 大丸
からたち公園前の道路について
- 7 報告事項
荏田南 1 丁目・荏田南 2 丁目・荏田南 3 丁目
- 8 講話
 - ・都筑警察署 生活安全課 スクールサポーター
 - ・都筑警察署 交通課
 - ・土木事務所
- 9 閉会の言葉

横浜市立荏田南小学校スクールゾーン・防犯対策協議会 規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、横浜市立荏田南小学校スクールゾーン・防犯対策協議会（以下「協議会」という）と称し、事務所を荏田南小学校に置く。

(目的)

第2条 協議会は、児童を交通事故から守るためにスクールゾーン設置を推進し、学区域における交通安全の確保、事故撲滅を目指すと共に、児童の安全を図るため防犯対策に努めることを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、荏田南小学校PTA代表者（保護者、教職員）、学区内地域・自治会代表者、交通安全協会役員、及び行政関係者によって組織する。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。
（1）学区域内における交通安全、及び防犯に関する点検。
（2）学区域内の交通安全対策上、必要な諸施設の設置、及び規制に関する要望等の集約。
（3）児童、保護者、及び地域住民に対しての交通安全思想の啓蒙活動。
（4）その他、会の目的に必要な活動。

(役員)

第5条 協議会には、原則として次の役員を置く。
（1）会長 1名
（2）副会長 2名
（3）庶務 2名
（4）会計 2名

(役員の職務)

第6条 役員は次の職務を遂行する。
（1）会長は協議会を代表し、その業務の総括を行う。
（2）副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
（3）庶務は協議会の記録や連絡等の事務を行う。
（4）会計は会計事務を行う。

(役員の選出)

第7条 役員は、組織構成員の互選によって選任する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
尚、欠員が生じた場合に就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 協議会は、原則として年1回以上開催するものとし、召集は会長が行い、第4条に定める事業に関して協議する。

(会計)

第10条 協議会の経費は、助成金及び寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第11条 協議会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

(附則)

この規約は、昭和59年6月9日から施行する。
（平成22年5月6日 一部改正）
（平成26年6月26日 一部改正）



大丸地区

見花山交差点の横断歩道について

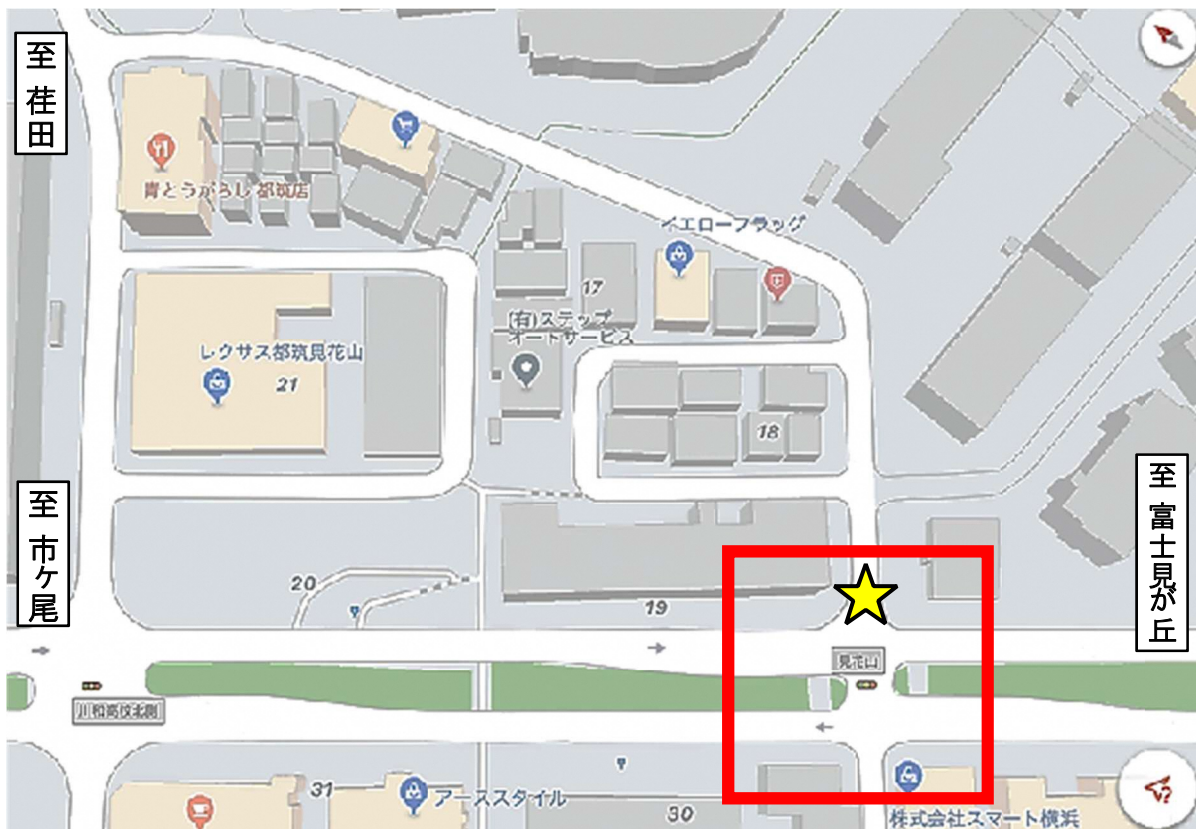
【現状と問題点】

この交差点を大通り側から車で右折する際、交通量が多い上、片側2車線、そして横断歩道もあるため右折がとても難しいです。この大通りの前後の信号機には右折信号が設置されていますが、見花山の信号機にはありません。更に、大丸側の横断歩道が薄くなっており運転者から認識できない状態です。

【要望】

- ・『横断歩道』『停止線』の補修
- ・右折、又は時差式信号機の設置

資料 1



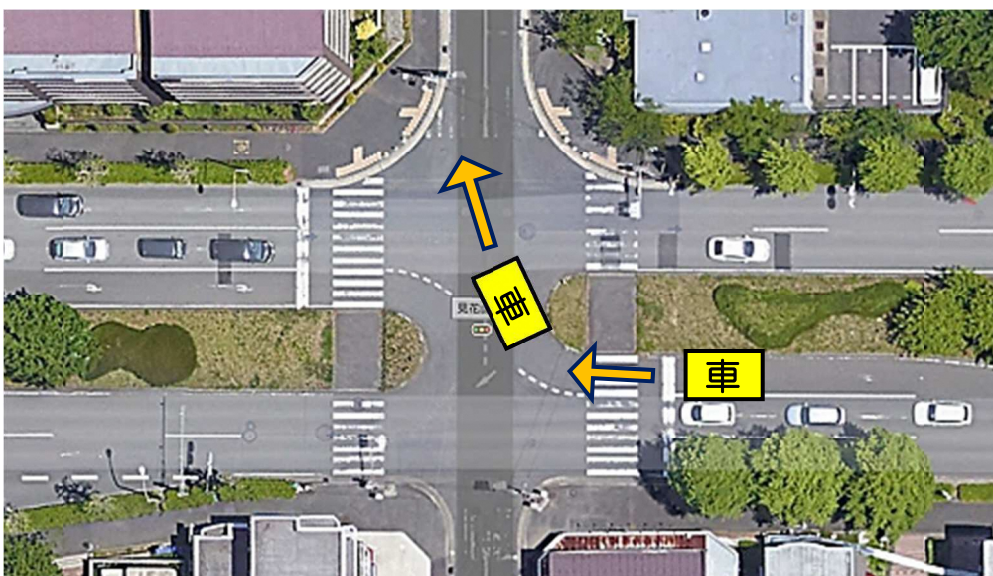
資料2 見花山交差点



資料3 大丸側の横断歩道・停止線(資料1 ☆印)



資料4



大丸地区

からたち公園前の道路について

【現状と問題点】

ライブタウン側～からたち公園側に行き来するための横断歩道はあるが、遠回りになるため横断歩道以外からの横断者が見られます。

この問題は、以前に協議会でも何度か取り上げられ対策をしてきました。しかしながら、乱横断は後を絶ちません。

更に公園付近では植え込みに数ヶ所の隙間があり、心理的に乱横断を誘導してしまいます。

【要望】

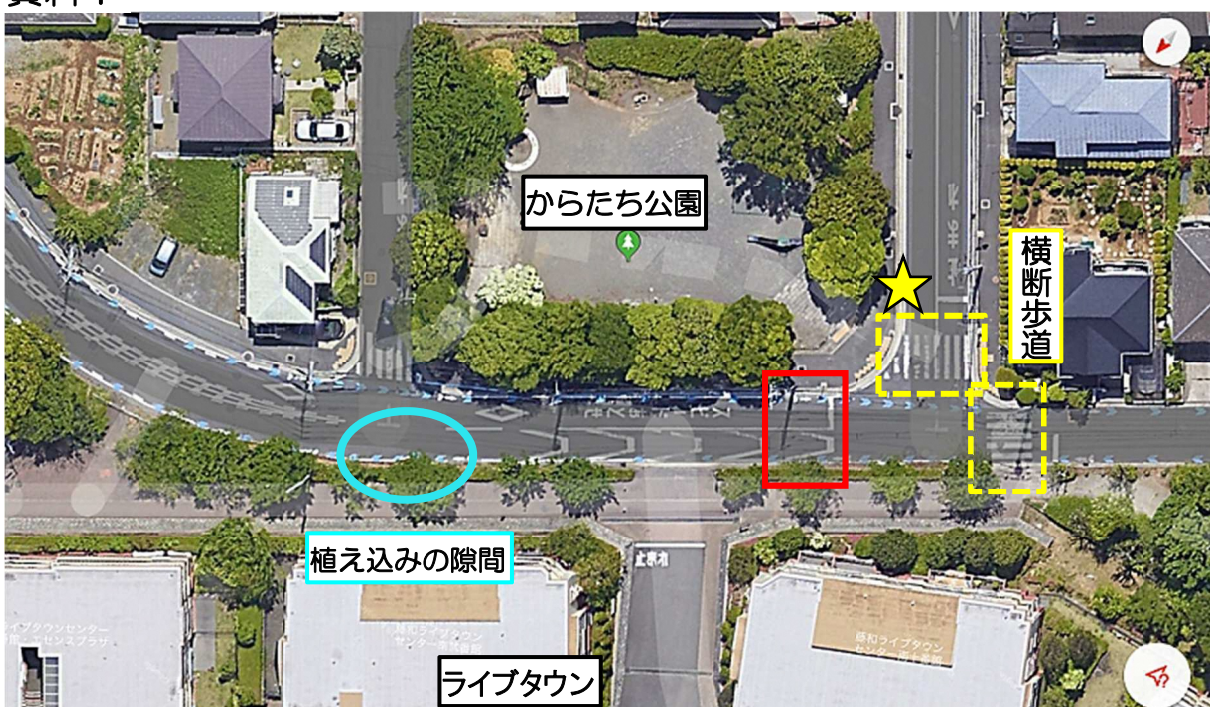
- 横断歩道の設置
- 薄くなっている横断歩道の補修
- 植え込みの補修

【今後の課題】

乱横断に関しては、家庭や地域での声かけを通して注意喚起を行い、交通安全のルールを守るよう働きかけを続けていく必要がある。

資料 1

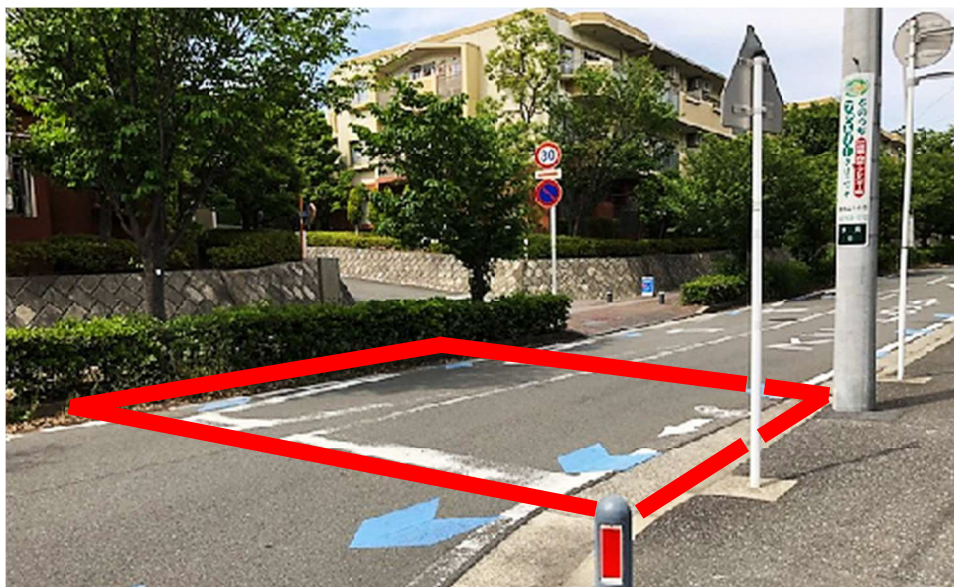
至
都
筑
ふ
れ
あ
い
の
丘
駅



資料2 植え込みの隙間



資料3 横断歩道の設置要望箇所



資料4 横断歩道（資料1 ☆印）



荏田南3丁目地区

荏田南3丁目の三叉路について

【現状と問題点】

この道路は3丁目～市ヶ尾間の抜け道としての利用車両が多く、通学の時間帯には交通量も多い通りです。市ヶ尾方面からくる車は、見通しの良い直線道路のため速度超過と思われる車両が多く、その先の三叉路のカーブも減速しきれておらず事故につながる危険性があります。また、白線が薄くなっていて主線道路が認識しにくい状態です。

【要望】

- ・白線の補修
- ・カーブの外側にある歩道（☆印）にポールの設置

資料1



資料2



資料3



荏田南1丁目地区

鴨池公園出入り口に隣接する道路について

【現状と問題点】

この道路は交差点に向かって緩やかな下り坂となっており、スピードを出す自転車や車を多く見かけます。公園出入り口から出てくる子供の姿は、生い茂った木々により運転者から認識されにくく、飛び出しがあった場合、接触事故につながる危険性があります。また、横断歩道付近に路上駐車をする車があり、車が死角となって横断に危険が増します。

【要望】

公園の出入り口に子供の飛び出しを抑止するための路面標示を設置

【今後の課題】

飛び出し防止のために、家庭や地域での声かけを通して注意喚起を行い続けていく必要がある。横断歩道付近の路上駐車をみかけたら警察に通報する。

資料 1



資料 2



資料 3



荏田南1丁目地区

セブンイレブン裏側の道路について

【現状と問題点】

この道路は付近の住人以外にも、すき家やセブンイレブンに向かうため、または抜け道として利用されています。

『一時停止線』『止まれ』『スクールゾーン』の文字が消えかけており車両に認識されにくい状態です。

【要望】

- 路面標示の補修



荏田南2丁目地区

荏田南幼稚園横の道路について

【現状と問題点】

この場所は緑道へ行き来するための出入り口です。近隣には、幼稚園、学校、公園があり放課後にはたくさんの人たちが行き交うエリアです。

この出入り口には建物壁があり、緑道側から飛び出す子供や自転車と、車道側から通行してくる車両や人が、互いに認識しにくいいため接触事故の可能性が危険視されます。

以前、子供や自転車の飛び出し防止のために白いポールが設置されましたが、減速せずとも通過できてしまい効果がありません。

【要望】

- 互い違いになるよう白いポールの設置

【今後の課題】

飛び出し防止のために、家庭や地域での声かけを通して、注意喚起を行い続けていく必要がある。

資料 1



資料 2



資料 3

